

周南市一般職の職員の給与に関する条例（抄）

〔平成15年4月21日〕
〔条例第44号〕

改正	平成15年11月26日条例第268号	平成16年3月30日条例第11号
	平成16年12月27日条例第57号	平成17年11月30日条例第101号
	平成18年12月22日条例第117号	平成19年12月26日条例第45号
	平成20年3月28日条例第4号	平成21年5月27日条例第23号
	平成21年11月30日条例第38号	平成21年12月28日条例第41号
	平成22年3月29日条例第3号	平成22年11月30日条例第22号
	平成23年12月28日条例第30号	平成24年12月21日条例第56号
	平成25年3月22日条例第6号	平成26年12月1日条例第35号
	平成27年3月20日条例第7号	平成28年3月2日条例第1号
	平成28年12月1日条例第45号	平成29年3月16日条例第3号
	平成30年3月1日条例第1号	平成31年2月28日条例第4号
	令和元年9月25日条例第13号	令和元年11月29日条例第25号
	令和元年12月13日条例第28号	令和2年3月23日条例第5号
	令和2年11月30日条例第42号	

（期末手当）

- 第20条** 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡し

た職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職員給料表の適用を受ける職員で主査等の職員以上であるもの並びに医療職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の期末手当基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務段階等に応じて規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

6 第2項に規定する在職期間等に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項から第3項までの規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に

対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分について必要な事項は、別に市長が定める。

（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者

に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料（別に市長が指定したものがあつた場合はこれを含む。）の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第21条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（期末手当及び勤勉手当の支給細則）

第22条 前4条並びに第24条第2項及び第3項に規定するもののほか、期末手当及び勤勉手当の支給について必要な事項は、別に市長が定める。

周南市旅費条例

〔平成15年4月21日〕
〔条例第48号〕

改正 平成19年3月27日条例第2号 平成22年3月29日条例第2号
平成22年12月28日条例第31号 平成26年12月19日条例第43号
令和元年9月25日条例第13号 令和元年12月13日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

2 市が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の地方公務員である職員（同法第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。以下「職員」という。）及び職員以外の者に対し支給する旅費については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行命令権者 旅行命令又は旅行依頼の権限を有する者をいう。
- (2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (4) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (5) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (6) 扶養親族 職員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「県」という場合には、在勤公署の存する県域をいい、「市」という場合には、在勤公署の存する地域をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 退職等となった職員に事務引継、残務整理等のため旅行をさせた場合には、当該職員

(3) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が旅行命令権者の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。ただし、国又は地方公共団体の職員を招へいする場合には、この規定にかかわらず、国又は当該地方公共団体の旅費規定による額を支給することができる。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に第4条第3項の規定による旅行命令等を変更（取消しを含む。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他任命権者が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額）の全部又は一部を喪失した場合にはその喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 5 旅行命令書等の記載事項及び様式は、市長が別に定める。
（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 移転料は、赴任に伴う住所及び居所の移転について、路程に応じ一定距離当

たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由のためこれにより難しい場合には、現によった経路及び方法により計算する。

2 在勤地以外の地に居住する者が、その居所から直ちに旅行する場合における旅費計算の起点は、当該職員の居所とする。ただし、居所から目的地に至る旅費額が、在勤公署から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤公署から目的地に至る旅費を支給する。

第8条 1日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費の請求及び概算払の精算の手続については、別に定めるところによる。

2 旅費の概算払を受けた職員は、旅行を完了した日から10日以内に当該旅費の精算をしなければならない。

(職員以外の者の旅費)

第9条の2 第3条第4項の規定により支給する旅費は、別に定めのあるもののほか、この条例の規定に準じて、旅行命令権者が市長と協議して定めるものとする。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 第1号に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行する線路により旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル（新幹線を利用する場合にあっては、80キロメートル）以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する特別車両料金は、県外の地域に旅行し、急行列車の特別車両料金を徴する客車を利用する場合に限り支給する。

4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する路線による旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

（船賃）

第11条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 前号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃のほか、特別船室料金

（航空賃）

第12条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とし、市長が必要と認めた場合に限り支給する。

（車賃）

第13条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には実費額とする。

2 前項の規定により、通算した経路に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

（公用車の使用等）

第14条 公用船車により旅行するときは、鉄道賃、船賃、車賃は支給しない。

（日当）

第15条 日当の額は別表第1に定める定額による。

2 前項の規定にかかわらず、県内の旅行の場合は、日当を支給しない。

（宿泊料）

第16条 宿泊料は別表第1に定める定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他

やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(移転料)

第 17 条 移転料は、次の各号に規定する路程に応じた別表第 2 の定額（扶養親族を随伴しない場合は 2 分の 1 に相当する額）によるものとし、市長が必要と認めるものについて支給する。

- (1) 新たに採用された職員は、その居所から在勤地まで
 - (2) 転任を命ぜられた職員は、旧在勤地から新在勤地まで
- (随行者の旅費)

第 18 条 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び議会の議員に随行して旅行することを命ぜられた職員には、市長が必要と認めた場合に限り、これと同額の旅費を支給する。

(研修旅行等の旅費)

第 19 条 研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行の場合の日当及び宿泊料の額は、第 15 条及び第 16 条に規定する額の範囲内において、市長が別に定める。

(市内旅行の旅費)

第 20 条 市内における旅費は、別に定めるところにより、車賃、鉄道賃又は船賃を支給する。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときは、別表第 1 の宿泊料定額の 2 分の 1 を支給する。

(市外の同一市町村内旅行の旅費)

第 21 条 市外の同一市町村内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。この場合、東京都区内及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 に規定する地域においては、特別区の存する全域内を同一市内とみなすものとする。

(退職者等の旅費)

第 22 条 第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、退職等となった日にいた地から旧在勤地までの前職相当の旅費
- (2) 退職等になった職員に事務引き継ぎ、残務整理等のため旅行をさせた場合には、前職相当の旅費

(遺族の旅費)

第 23 条 第 3 条第 2 項第 3 号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 遺族が前号に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順位による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第24条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて、その都度市長が定める。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、条例施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、徳山市旅費条例（昭和31年徳山市条例第26号）、新南陽市職員等の旅費に関する条例（昭和44年新南陽市条例第3号）、熊毛町職員等の旅費に関する条例（平成2年熊毛町条例第20号）又は鹿野町職員旅費条例（昭和38年鹿野町条例第6号）の例による。

(運用の特例)

3 別表第1に規定する1号及び2号該当者を除き第11条第1号中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」としてこれらの規定を適用する。また、第10条第3項及び第11条第3号の規定は、別表第1に規定する1号及び2号該当者に適用する。

附 則（平成19年3月27日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 3 月29日 条例第 2 号）

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年12月28日 条例第31号）

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月19日 条例第43号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月25日 条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（令和元年12月13日 条例第28号）

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

別表第 1（第 1 5 条、第 1 6 条関係）

区分		日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
1号	市長	円 3,000	円 14,800
2号	副市長、教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及びモータボート競走事業管理者	2,800	13,900
3号	その他の者	2,600	13,100

一部改正(平成 26 年 条例 43 号)

別表第 2（第 1 7 条関係）

区 分	鉄 道 50 キロメー トル未満	鉄 道 50 キロメー トル以上 100 キロ メートル 未満	鉄 道 100 キロメー トル以上 300 キロ メートル 未満	鉄 道 300 キロメー トル以上 500 キロ メートル 未満	鉄 道 500 キロメー トル以上 1,000 キ ロメート ル未満	鉄 道 1,000 キ ロメート ル 以 上 1,500 キ ロメート ル未満	鉄 道 1,500 キ ロメート ル 以 上 2,000 キ ロメート ル未満	鉄 道 2,000 キ ロメート ル以上
1号から 3号まで	円 126,000	円 144,000	円 178,000	円 220,000	円 292,000	円 306,000	円 328,000	円 381,000

備考

- 1 区分欄に掲げる号は、別表第1に示す号をいう。
- 2 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって、それぞれ鉄道1キロメートルとみなす。